HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	質疑討論. 奥田民法学と信仰
Author(s)	奥田, 昌道
Description	シンポジウム「奥田民法学と信仰 (Professor Okuda's Civil Law Scholarship and His Religion)」
Citation	北大法学論集, 60(3), 97-121
Issue Date	2009-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39411
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR60-3_005.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

質疑討論

奥田昌道 ほか

吉田邦彦（司会）　大変貴重なお話をありがとうございました。奥田先生には以前にも北大に来ていただいていますけれども、今日のような、――先生は、「無因説」と、おっしゃいますけれども――先生の民法学と宗教の両面にわたって、こういう形でのお話は、はじめて聞かれる方が多かったのではないかと思いますし、いろいろ皆さん感銘を受けられたのではないかと思います。それでは、残り三〇分くらいになりましたけれども、どなたからでも自由にご質問いただければと存じます。最初は、若い方からいかがでしょうか。どなたからでも、何なりと。

奥田昌道　ぜひ若い方から。もう偉い大家の先生方は怖いですからね。これからという方々、その方々がいろんなことをね、ご意見くだされば、ありがたいと思いますけど…。

私は北海道に来る時も、まるで旧約聖書イザヤ書五三章の「屠り場に引かれる子羊のように」、また、十字架を直ぐ前にして悶え苦しむキリストみたいな姿でね、海を渡ってきたのですよ。ねえ、吉田先生、気楽なこと仰ってますけどね。その苦衷をどうぞお察しください（笑）。

（一）学問の姿勢は、宗教の問題か。また宗教と「断絶」しているのか。

得津晶　商法を勉強させていただいております得津と申します。本日は大変貴重なお話をどうもありがとうございました。そして、奥田先生が終始一貫してなさっていたのが、その断絶

説、というお話、まあ、無因説と吉田邦彦先生はおっしゃいますけれども、これは非常に私も大変感銘を受けました。しかし反面ですね、ややところどころ、入ってくる、その…、例えば宗教のおかげで色眼鏡が外れるんだ、というお話があって、それが学問に関係あるといわれてしまうと、——色眼鏡を外すっていうのは大事であるというのは、私もこれは宗教に何も関係なく思うのですけれども、——ちょっと何か、本当に断絶なのか、何かちょっと関係があるのかというところを少し気になったのです。ところどころ、キリスト教の話が出てきたんですけれども、仏教だって同じだろうという話も所々出てきていたので、やっぱりこれは宗教観の何が宗教っていうものなのかが、ちょっと私が狭いのかもしれないのですけれども、何かそういう宗教じゃなくて、何か別の、その学者としての、何ていうか、中立というのが本当にあるかどうかはちょっとよく分からないんですけれども、そういったものというのは本当にどこから来ているのか、本当に宗教から来ていないのか、それとも何か別なものから来ているのかがわからないのです。ちょっと漠然としたご質問で申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

奥田　あの、まず申し上げなければなりませんのはね、宗教の方は絶対次元の世界なんですね。お釈迦様にしましても、キリストにしましても絶対次元。これに対して、我々はできそこないの人間という相対次元の世界なんですね。「ジャックと豆の木」というような話がありましたけど、一生懸命蔓を登っていって、上へ到達する、そんな蔓を登っていってね、到達できるような世界ではないという、そこに一つの断絶があります。断絶があるから完全に無関係かというとそうじゃなくて、やっぱりイエスという方、あるいはお釈迦さんという方が現れてきてくださって、絶対次元を人間どもの前に開示しているということは明かなんですね。開示しているからすぐ飛びつけるかというと、そう簡単じゃない。そういうところをわかって欲しかったんですね。

　特に小池辰雄っていう先生が講演の中で話してくれたのは、人間はどうしても己に囚われると。自我に囚われると。本当に自我っていうものに囚われない方はお釈迦さんとかキリストとかそういう方々だろうと。ほかの人間はいくら自主独立だ、やれ自由だといったって何かに囚われている、本質は不自由なんだと。そういうことをおっしゃったんですね。そういうところと今のことと繋がっていると思うんですね。で、始めのご質問になりますと、何でしたかね、始めのご質問は…。

得津　結局断絶しているとおっしゃっているんですけれども、どこか裏から相対の世界から宗教に入ってくるのか…。

奥田　ええ、入ってくるんですね。向こうから切り込んできてくれるんです。向こうからこっちへ切り込んできてくれるんですね。そういうことが一つですね、それから、二つおっしゃったですね。一つで良かったんですか？それで良かったんですか？

得津　何かまだ雲をつかむような話で、完全には理解していないんですけど、どうもありがとうございました。

（二）学問をやる際の人間の弱さ、自己への囚われ――「絶対・相対」の峻別

奥田　だからね、私は、皆さんはそうじゃないかもしれません。私にとってはね、やっぱり己に囚われている人間の弱さ、そういうものに怯えながら学問をやるというのは、ものすごく精神的に苦しかったんです、正直に。他人の問題ではない、自分の問題としてね。だから、私の場合にはまだ若かった二二、三歳から二四、五歳の時です、勉強を始めて間もないときですね、まず己は何者か、己ほどでたらめで弱い者はないと、これを乗り越えて本当に学問に徹する、於保不二雄先生は「学問のための学問」なんて言われた、およそ功利主義は否定なさった、極端ですよ。あの頃はマルクス主義が流行っていましたから、何々のための学問、人民のための学問、そういう何々のための学問に対して、於保先生は「学問のための学問」ということを敢えて言われた。僕はそういう心境に到達するのはなかなかできなくて、やっぱり自分に囚われていますしね。

だからどうやったらそういうね、「学問のための学問」とか、本当に澄み切った心境でね、物を、曇りなき眼で物を見るっていうところへ行けないんですね、己に囚われて。自分はその頃、いろいろ精神的にも肉体的にも、もう病気の一歩手前ですね、そういう状況でいる時に自分の弱さを徹底的に知りましたんでね。そういうことが根底にありますものですから、だから、まあ、僕はキリストっていう方はね、絶対次元から人間を絶対無条件に救い上げる、それはお釈迦様も一緒でしょう。そういうもんでないと自分は救われっこないというとこへきたんですね、それを私に教えてくれたのは小池辰雄っていう、宗教上の恩師であったという、そういうことなんです。

だから、敢えて私が絶対性と相対性ということにこだわりま

すのはね、人間の善の積み重ねとか努力の積み重ねで絶対善に到達できるというそんな安易な考え方にはとても立てない。それは、立てる人は立ってくださっていいんですよ。積み重ねてね、ジャックが豆の木を登っていって天国に到達したらそれはそれで素晴らしいけど、私はとても駄目だと。譬えて言えば、ちょうど放物線がありますね。下から上へと昇りゆく放物線と、上から下へ降りてくる放物線とがあります。下から出ていく放物線は、ピークに達するとその後は必ず下へ降りてきます。それとは逆に、上から下りてくる放物線はあるところから今度は方向を変えて、上へ上へと上昇してゆきます。神様から下りてくる放物線はどん底の人間を拾い上げて上へ昇っていくんですね、限りなく上へ、天上の世界へと。我々はそれとは逆方向の放物線なんです。青春時代はこのピークにあるかもしれません、知的にも肉体的にも。でも、やがて衰えていく。長生きして、その先どこへ行くんですか。老人ホームですか。夢と希望を持ち続けることができるのでしょうか。これが人間の現実です。これに対し、神様の下さる放物線は、ひとたびは、どん底に突き落とされるんですが、地獄を味わった人間が、今度はそこで拾い上げられてあとはもう上へ行くだけなんですね。それを小池辰雄は講演の中で話してくれたんです。いろんな例えでもって話してくれた。私はもう感動ばかりでしたね。西洋の鐘にはベルがある。ベルがあって鳴るだろう。東洋の鐘は何もない、空っぽだ。ところがゴーンとやればね、妙なる響きがある。鐘は空気に包まれながら、空気を抱いて、鐘と空気とが響き合って鐘が鳴るんだ。あの鐘は天井からぶら下げられているだろう、釣鐘だ。これにつっかえ棒をしたら、叩いたって鳴らない。上からぶら下げられているこの鐘っていうのは無立場だ。主義主張をしていない。首根っこをつかまれてぶら下がっているだけだ。それが突かれるとゴーンとね。空気と溶け合って素晴らしい音（ね）を放つ。西洋の鐘はベルがあってガランガラン、ガランガラン鳴っている。ガランガラン、ガランガランの音よりもゴーンというあの除夜の鐘の方が、素晴らしいでしょう。そんな話をふんだんにしてくださった。それまでに私が出会ったキリスト教の人は東洋のものを一切否定する傾向が強かった。僕の接したキリスト教の宣教師なんかは特にそうだった。けれども、私は小池辰雄に出会って初めて目が開かれた。あの方は東洋の良さをそのまま受け入れて話してくれた。内村鑑三の系統でもありましたしね。それだから僕はそれで本当に、視野が広くなったと思っています。

私の恩師の於保不二雄って方はね、学者であろうと思ったら

無宗教でないと駄目だ、なぜかというと色が付いてしまうと言われた。そのことが悩みの種ですよ。それで、小池辰雄に出会ってね、この先生が言われたことは、「世間では、キリスト教に入ると視野が狭くなるというけれど、私は逆だ。無色透明のキリストの光で物事をありのまま見ることができるようになった。世界が広がった。」と。つまり、人間はともすれば、己っていう主観でものを見てしまう、色眼鏡でものを見てしまう。それがキリストはそれを全部取っ払ってくれたと。太陽の光で、無色透明な光で物をそのまんま受けとれる、それがキリストの光だって言われて、はぁっと思って感動しましたよ。

（三）奥田教授における「宗教」「道徳」「法（法律）」の構造――G・リペールとの違いをどう考えるか

吉田　奥田先生、今の得津さんの質問をもう一度確認させていただけませんか。先生の分析軸は三層構造ですね。宗教の世界、それから道徳の世界、そして、法の世界ですね。今日の先生のお話では、宗教の世界と道徳の世界で断絶があるということを強調されました。しかし他方で、同じクリスト教でも、所々カトリックは自分とは違いますというようなことも仰いました。

そこでそれでは、リペール教授の立場と比較対照させてみます。先ほど冒頭に紹介しました例えばリペールの本（G. Ripert, op. cit., p.31 et suiv.）では、こう書いてあるのですね。「法律家は彼の道義的理想の実現に努力しなければならない。キリスト教的道徳は法原則となり得る。」として、①夫婦間の扶助とか、②自然的父性探求とか、③子どもの保護とか、④不道徳契約の禁止とか、⑤投機の抑制とか、⑥責任の推進、⑦不当利得の排斥、⑧被用者保護、⑨権利濫用の禁止、⑩週休の確保、等々、さらに、⑪税の再配分とか書いてあるわけです。これは先生からみると、直結説でよくないということになるのでしょうか…。

奥田　いま吉田先生のおっしゃったリペール教授の挙げられた諸事例は、人間として当然のことではないでしょうか。このような理念なり制度の形成にキリスト教が寄与してきたことは歴史的事実でありましょうが、そのような理念なり制度が既に社会において、あるいは法において承認を得ているところでは、あえて、キリスト教徒だからそれをさらに促進するように努力するとかいうことではなく、人間として、誰もがその実現に努力するということではないかと思うわけです。

私のプリントに書いていますけれども、旧約聖書のレビ記というところに出ていますよね、既に。稲穂を収穫するときには、貧しい人のために少し残しておいてやれとかね。

吉田　はい。しかし、リペール教授においては、宗教規範と道徳規範、法規範との一体化の例としてひかれます。他方で、先生のご議論では、宗教と道徳・法との峻別を説かれますから、ちょっと違いますよね。その辺の関係をお聞きしたいのです。

奥田　私が高次の宗教的規範や理念を直接に法制度の中に持ち込むべきではないと申しますのは、例えば、キリスト教では離婚を禁じています。キリストの言葉に「創造主は初めから人を男と女とにお造りになった。それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから、二人はもはや別々ではなく、一体である。従って、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない。」（マタイによる福音書一九・四～六）とあります。キリスト信者ならば、これを素直に受け入れるでしょう。しかし、キリスト信者であっても、いろいろの理由で家庭生活が破綻してしまっている夫婦に対して法律上も離婚は許されないとして、離婚を禁ずることはできないと思います。ましてや、キリスト教徒でない人々に対して、離婚は神の意志に反するから許さない、ということでよいでしょうか。私は、宗教は人間の内面の事柄であって、一人ひとりが神様との関係を正しく保持すべきもので、これを他人に押し付けてはならないと考えています。一人ひとりが、全く内発的に、神・キリストの心を心とし、御心に適う生き方をしたいと心から願って生きるならば、多くの問題は解決するのではないかと考えています。

リペールの挙げておられる諸事例は、人間に共通の道徳規範レベルの事柄であって、キリストが説かれたのは、もっと高次元の神の絶対愛、絶対善というべきもので、人間の考えるレベルを遥かに超えていると思います。

吉田　道徳とは別の次元の、それとは違う絶対的のレベルのお話といわれるのは…

奥田　もっと次元は高いですからね。隣人愛といったら、己を捨てて他者を助ける。

講演の終りにおいて引用いたしました有名な、「敵を愛せよ」との教えもそうです。それまでは、「隣人を愛し、敵を憎め」

と命じられているけれども、「わたしは言っておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。あなたがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあろうか。…自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになろうか。…だから、あなたがたの天の父が完全であられるように、あなたがたも完全な者となりなさい。」（マタイによる福音書五・四四～四八）と。これは、誰にでもできるといったものではない。いや、誰もできない。もう、神・キリストの前に降参するしかない。キリストはそれを実践された。理不尽な裁きで十字架に架けられながら、「父よ、彼らをお赦しください。自分が何をしているのか知らないのです。」（ルカによる福音書・三四）と祈られた。これを私は心の中で大切にしたい。神・キリストが一人ひとりの心の中に働いて、その御力で内側から人を造り変え、キリストと同質の人間にしていただかなければ、ただ、理想だ、理念だ、道徳だというだけでは、できることではないと考えています。

吉田　そうすると、ちょっと言い方の違いということになるのでしょうか？正義っていうのはリベールですと、こうクリスト教的な宗教道徳みたいなものが正義という書き方をしている個所もあるのですよね。しかし、先生は他方で、「相対的世界における人間的正義」という言い方もされました。結局、実質は宗教の思想は、道徳・法に影響を与えるという意味では、大差ないのだけれど、宗教の絶対世界と、人間の相対世界における道徳・法とは、区別・峻別しておきたいという整理でよろしいでしょうか。

（四）責任問題（特に、戦争責任の問題）を宗教的にどう理解したらよいのか。

吉田　それでは、若い方の発言が続かないので、「埋め草」的に質問させていただきますね。お聞きしたいのは、帰責の問題、責任の問題に関わります。それは、実は法律学の根本問題で、またそれは、法律学だけではなく、道徳の世界においても重要課題でしょうね。これが宗教では、どのように扱われているか、というのが私の質問です。

先ほど、親鸞の悪人正機説の話もされましたが、過日、宗教学者の山折哲雄さんのもの（例えば、悪と往生――親鸞を裏切る『歎異抄』（中公新書）（中央公論社、二〇〇〇）、親鸞を読

む（岩波新書）（岩波書店、二〇〇七）とかを見ていますと、悪も、人間は小さな悪はつきものだ。それを全部救っていくのが、その宗教の世界っていいますかね、この点は、奥田先生も言われたことだと思うのです。しかし他方で絶対悪というようなものがあり、同様の扱いにならないと山折さんは言われていますが、この点で、ゲッセマネの祈りをするクリストの世界（マタイ伝二六章三九節、四二節）ではどうなるのでしょうか。北大には、たくさん南京大学からの留学生も来ていますが、例えば、南京大虐殺だとか、あるいは、戦争の虐殺問題とか、北海道での非道で残虐な強制連行・労働の問題とか…。

奥田　ああ、ナチスの問題とかね。あれもありますね。

吉田　キリストは、そういう問題をも、つまり、そういうとんでもないことをしでかした人も救ってしまおうというご趣旨なのでしょうか。

奥田　それはキリストに訊いてください。私は答えられません、それは。

（五）戦後補償問題、さらに関係修復（歴史和解）などへの道徳的・法的対応の高まりと宗教との関係

吉田　僕は、細々ながら、戦後補償問題への民法的アプローチという分野の研究もしているのですが、これは、法律学、とくに不法行為の救済論・制度趣旨という根本問題ともかかわってくるように思います。この点、従来法は道徳問題を扱わなかったばっかりに、現場ではとても大事な、「良心の変革」っていいますか、「悔悛」という問題をかつて法は触ってこなかったわけですが、近時の諸外国での議論を見ていると、大きな動きを感ずるのです。

アメリカ法学を始め、諸外国では、そういう戦争問題とか、先住民の扱いとか、奴隷制ないし黒人に対する虐殺暴動とか、そういう補償問題についての道義的気運の高まりということを受けて、法も黙っちゃおれないと、道徳とタイアップして、そういう不法行為の救済論の議論を深めなければいけない、という議論になってきております。そういうことに対して、先生の目から見ると…どういうことになるのでしょうか。

奥田　それに対しては、何にも抵抗しません。結構な話だと思います、それは。そうなれば。

吉田　でも、キリストがそういう人も救うのですか、と訊いた時、キリストに訊いてくださいと言われて何か禅問答みたいで…。

奥田　そうですよ。僕はキリストに訊いていただかないと、僕はキリストではありませんから。ユダヤ人の大虐殺なんて、そんなもの予想もしない事態ですよね。まあ、ネロのときにもいろいろありましたが。それが向こうの霊の世界でね、向こうの世界でどうなっているか、こんなの私は覗くことはできません。でも、必ず正しい神の裁きがあるということは信じています、私は。はい。正しい裁きは必ずあると。

吉田　でも、こう、やっぱり相対的な現実世界においても、それに向かっての努力というのは必要ではないでしょうか。

奥田　それは、当然です、当然ですよ。それは尊いことです。それだけで何かが成るとまでは言わないというだけのことなんです。人間は努力を積み重ねてね、山を登っていくのは尊いことです。そのことと、人間一人ひとりの魂の救いの問題とを私は分けて考えています。キリスト教界においても、キリスト教的道徳とか、キリスト教的実践を重視して、今おっしゃったような様々の政治的・社会的問題に積極的に取り組まないようではキリスト者の名に値しない、という主張が強くなされます。私は、そうは思いません。最も大切なこと、根源的なことは、一人ひとりが全存在的に神・キリストに向き合うこと、神がキリストを通して一人ひとりに何を与えようとなさっているのか、何をお望みになっているのか、その御心を知ること、受け取ることだと思っています。イエス（キリスト）においてご自身を表した神は、キリストを通して、キリストによって、一人ひとりに永遠の生命、死んでも死なない命を与えようとなさっている。これを観念や概念ではなく、根源現実として、リアリティーとして体受すること、それを大切にしたいと考えています。キリストの霊生を賜り、キリストの霊性に与った人間が、その先どのような生き方をするか、何を天命と自覚し、どのような活動をするかは、一人ひとりにおいて異なってよいし、異なるだろうと思います。

吉田　それでは例えば、南アフリカ共和国では、周知のＴＲＣ（truth and reconciliation commission）〔真実和解委員会〕が発足し、そこでマンデラ大統領がとった方針というのは、アパ

ルトヘイトの関連の殺戮、色々の差別、そういうとんでもないこと、これも絶対悪だと思いますけれども、被害者はその責任問題を赦しましょうという前提で、加害行為をどんどん加害者に話させましょう、というようなアプローチをしましたね。

奥田　それはそれで、素晴らしいことではありませんか。それは、それができたら。

吉田　いやしかし、これはなかなか、通常の人間、先ほどから出ている、自己愛がある人、復讐心がある人だったらなかなか難しいことです。しかし現場の実践的行為として、こうした「一歩進められた」行為もなされています。ここには、先生が繰り返される「峻別論」「断絶論」では割り切れない、宗教の世界ないし道徳の世界と法制度との相互的影響関係が認められるように思われるのです。そしてそれは、絶対愛に近づこうとする努力ではありますよね。それでも先生は、人間は、自己愛的・利己主義的存在であり、人間の「相対世界」の道徳的規範状況は、変わらないと言われるのでしょうか。

なおこの点で、他方で対応に苦慮するのが、二～三年前に生じた「アーミッシュの赦し」の事例です（これは、二〇〇六年一〇月に、男性がアーミッシュの学校に乱入し、女児五名を殺害し、さらに五名に重傷を負わせ、自殺したという事件ののちに、アーミッシュの遺族たちは、自殺した男性の家族を訪ねてその男を赦すと伝えて、同人の葬儀には、多数のアーミッシュが参列したというものです）。この被害者側の態度は、近時横行する復讐・報復の増幅という行動様式とは対極にあり、「関係修復のあり方」を考える際には、興味深く、アメリカ社会では、「素晴らしい」と好意的対応をした人も多かったようです。しかし、この報道を知ったときには、私には、なんだか「人間離れ」したものに思われ、それはまさしく先程の「ゲッセマネの祈り」を想起する行為でして、宗教倫理と日常の道徳ないし法倫理とのギャップも感じており（そして、アーミッシュにおいても、この宗教上の赦しと司法上の償いとは区別しているようです。D・クレイビルほか（青木玲訳）・アーミッシュの赦し――なぜ彼らはすぐにその犯人とその家族を赦したのか（亜紀書房、二〇〇八）参照）、奥田先生の言われることもその限りでは、納得しているのです。

奥田　かつてのリンカーンの奴隷制廃止のための戦いとか、今おっしゃったマンデラ大統領の方針とか、そういう一国の指

導的立場にある方が、命がけでそのような信念を実践されるということは素晴らしいことだし、それを支えているのは宗教的信念ないし確信だと思います。国民がそのような指導者を選ぶということがあってのことですね。その努力をね、皆さんがはい、はい、って受け入れたら素晴らしいことになりますよ、ガンジーにしてもそうですしね。はい、受け入れてくださったら、そりゃぁ、もう、言うことなしですよ。

問題は、そのような基盤を作りだすものは何かということです。わが国においては、残念ながら、政治の世界でも利益誘導型でないと票につながらないとか、教育の世界でも人間の理想とか、天職の自覚のもとに自己の才能を磨き育てるということではなく、他人よりは有利な、良き地位、良い生活につながることを目指しての受験競争、進学熱と一体化した教育しかできない状況でしょう。

＊（注）この「絶対悪とクリスト教」との関係につき、この研究会の翌日、たまたま札幌独立キリスト教会で、深瀬忠一教授の「平和を作り出す人たちは幸いである（マタイ伝五章五節、九節、四四－四五節）」と題する講演、その後の質疑討論でも問題とされ、示唆を得た。すなわち、深瀬教授によれば、原則として、キリスト教は人間の罪のすべてを赦すけれども、例外的に「聖霊を汚す罪は赦されない」（マルコ伝三章二九節、マタイ伝一二章三一節、三二節）とのことで、聖霊を汚す罪とは、キリストによれば、何でも赦されるということに乗じて、（いわばモラルハザード的に）どんどん悪の深みに入っていくことが対象とされるから、絶対悪も関係してくるのではないかと思われる。

そして、深瀬教授も奥田教授と同様に、国家と宗教との関係など懸念されながら、宗教と道徳・法とを切り離されるが、これまでに人間世界における戦後責任なり平和に向けての道徳的積み重ねは貴重であり、その実績は重要であるという見解を示された。実は、私は、今回の企画では、両教授の対談を企画していたが、深瀬教授の体調上の問題もあり、かなわなかった。それにもかかわらず、貴重なご教示をいただいた深瀬教授に心より、謝意を表し、ここに付記して、この教示を読者と共有したいと考える（吉田邦彦）。

（六）日本社会における宗教的・道徳的規範状況の脆弱さと奥田教授の宗教活動の問題意識

奥田　それでは、日本の社会で果たしてそういう地盤ができ

ていますか?ということを僕は、訊きたいですね。日本の社会でそんなことを言って、はあその通りですっていうだけの精神土壌があるかっていうことを訊きたいんですよ、はい。私から見たら、日本の宗教性っていうのはものすごく浅いと思っています。

吉田　その跳ね返りとして、その反映として、道徳的な規範意識も非常にいい加減な面もあるという…。

奥田　ええ、自分の利益なり安全が保たれる限りで少しでも他の人にもということで…

吉田　ですから、やはり先生の問題意識として、間接的ではありますが、宗教レベルと道徳レベル・法レベルでは、繋がっているように思われるのです。だから、先ほど紹介したリペールの見解に対しても、正面からは否定されませんでしたね。

先生が普段なさっておられる、宗教世界との関わりでの先生のご努力（例えば、毎週日曜日の先生のご自宅での聖書を読む会合）というのは、――理論的には一応断絶説ですけれども、――そうしたことを通じて、宗教的規範意識というのが定着していけば、それが延いては、道徳的な意識、さらには法意識、法規範へと間接的ながら繋がっていくという考え方に裏打ちされているように思われるのです…

奥田　定着するにはね、一人ひとりの魂が、本当にキリストにあるいはお釈迦様に直結して欲しいというのが私の願いなんです。いい加減な精神論でね、精神主義でごまかして欲しくないっていう気持ちがあるんです。偽善を生むから。

吉田　それはよくわかります。先生の偽善的な権威主義を排しようという姿勢ですね。その点は、先生の紹介のところでも述べたところです。

奥田　それなんです。徹底なんですね。

吉田　ちょっとすみません、私は昨日三時間半くらい、先生との議論をやっていますから、あのう、ちょっと今、埋草的に続けているのですけれども・・・。どうでしょう、せっかくの機会ですから…。

藤原正則　国家責任・戦争責任と言っても、個人の犯罪とは違いますから難しい問題ですね。僕はあの、声を荒げて他人を糾弾して、特に道徳的に他人を非難するのは嫌いなんですけれども、その前に自分のことを考えた方がいいと思うんですけれども、残念ながら私は、自分の自我だけなんで。しかもそういう自我って訳がわかんないんですね、方向性がなくて。その場その場で。だから一体僕は何だろうっていつも思っているんですけれども。玉葱の皮むきだろうという感じで。

奥田　それでいいんじゃありませんか。

藤原　はい。自分が法律学をやっているかどうかわかりませんけれども、法律学は先生がおっしゃいましたように、技術ですから、何とかできるのかなと思って、やっているだけなんです。

奥田　どうもありがとうございます。

（七）実定法学上の問題――特にエホバの証人患者の輸血問題、詐害行為取消権の問題など

吉田　あの、請求権競合論の話は民事訴訟法にも関係しますけれども（笑）、何か…ご質問ありませんか。訴訟物論争は、民訴では大々的に議論され、私は、講義・演習とも、三ヶ月章先生でしたので、新理論を強く教え込まれたのですが、実務への影響力は、あまりなかったのかなあと、今となっては思います。やはり、奥田先生のように、手堅くいかないとうまくいかないということなのでしょうか。民訴の高見先生など、何か追加発言ございますか。

奥田　もう、そんな話はいいじゃありませんか（笑）。

高見進　いや、もうありません（笑）。

吉田　それでは、少し医事法学上の論点をお聞きします。先ほども先生は、日本社会における規範的無秩序状況についてのご不満を述べられましたが、昨晩も議論したように、中絶とか、「エホバの証人」の輸血拒否の問題としては、先生は、――（間接的か、直結的かの議論はともかく）今日お話しになられたような宗教的バックグラウンドとも関係して、――個人的には、明確にいわゆるプロ・ライフの立場を採られて、近時の安易な

中絶を認めることを支持するような「自己決定論」には、批判的なことがわかりました。

それでは、そうしたハードケースが出てきた場合に、先生は、法解釈者として、どのように対峙されるのでしょうか。宗教上ないしそれをベースとする道徳的・法的規範的立場をあまり出さずに、自己謙抑的に、先例の射程・妥当性などという形で、比較的技術的処理を試みられるのでしょうか。エホバの最高裁判決（最判平成一二・二・二九民集五四巻二号五八二頁）が出たころは、先生は、最高裁におられて、そしてあれは第三小法廷ですから、コミットされていますね。先生は、当時どのように議論をリードされたのでしょうか。

あの事件については、当時日本医事法学会などに、エホバの教団の方が来られて、大変歓迎すべきで画期的判断だとしていましたが、先生の規範的判断は、かなり違うところがありますね。もしあの事案が、妊婦のケースだったり、子供に信者の両親の意向から輸血を拒否して死なせてしまうという事案だったりしたら、かなり事情は違います（教団は、すべての場合に輸血拒否を正当化するようですから）。私は、あの判決で宗教的信条に関する人格権侵害という構成が、独り歩きするのは危険だと思いますが（詳しくは、吉田邦彦「信仰に基づく輸血拒否と医療」同・契約法・医事法の関係的展開（有斐閣、二〇〇三）三九二頁以下（初出、二〇〇〇））、先生は対抗利益である生命の保護のために、どのように論議されたのでしょうか。

奥田　「エホバの証人」への輸血事件は、かなり特殊なものです。救命のための医療行為としての輸血と信仰上の理由に基づく輸血拒否のいずれを是とすべきかという一般論ではなく、あの事案においては、無輸血治療をしてくれる医療機関を探し求めていた患者（原告）に対して、自分のところでは輸血はしないからという説明を受けて、安心して入院治療を受けたところ、その医療機関においては、手術を実施する必要が生じ、かつ、輸血以外には救命できない事態が生じたときには輸血をすることを医療スタッフにおいて申し合わせており、しかも入院から手術の実施まで一か月ほどもゆとりがあったにもかかわらず、このような医療方針を秘匿した上で手術を実施し、輸血の必要が生じたので輸血に踏み切ったというものでした。生命の尊重、救命を任務とする医療側にとっては、死を招く結果になりかねない「輸血拒否」は到底容認できないことでしょう。他方、信仰者にとっては生命を失うことになってもなお守るべき規範ないし価値（大切なもの）があると信じていることも事実

です。本事案における医療側の対応は、いかにも医療の立場優先であって、たとえそれが医療者としての良心に基づくものであったとしても、患者（原告）の信仰を踏みにじったものと評価されても致し方のないものと私は考えたのです。手術までの一か月の間に、医療機関において患者に対し、いざとなれば輸血するかも知れないとの医療方針を説明することによって、患者が別の医療機関を探すなり、退院して自然の成り行きに任せるなり、どのような道を選ぶにしても、それは患者自身の信仰に基づく決断の結果であって、医療機関が患者を見放したということにはならないでしょう（全く判断能力を欠いている場合や、意思能力を欠いている場合は別である）。信教の自由は、それが他人に危害を加えるものであれば容認され得ないが、誠実真摯な信仰に基づくものであれば、第三者からみて不可解なものであっても、踏みにじってはならないものではないでしょうか。誤解を招かないために付言するならば、このような信教の自由の主張は、成人の本人限りのものであって、子供の生命・健康に関して、親の信仰に基づく輸血拒否は認めてはならない。私は、以上のように考えています。

吉田　他害がなければ、信仰に基づく自殺（ないし自殺的行為）について、先生は、比較的寛大であるというように受け止めました。その限りで、死ぬ権利などにも出てくる「自己決定」論などにも、先生の特色は出てくるのか…など議論は、続けたいのですが、先に進めましょう。

水野吉章（誌上参加）　債権者取消権の問題について、日米比較をしながら勉強している関西大学の水野と申します。先生の債権総論の体系書の特色の一つとして、詐害行為取消権につき、どうも責任説については、納得がいかないということでしたが、その点は、近時の訴権説についても同趣旨なのかと推測しています。先生が納得されないところのエッセンスだけでも、お教え下さいませんでしょうか。

奥田　責任説の核心部分は概略、次のようなものです。詐害行為の取消しは「責任的取消」であるとし、取消判決が確定すると、詐害行為は、債権者の債権と債務者の財産との間に存する責任関係に生じた効果に関してだけ、かつ、総債権者の利益において無効となる（責任的無効）。受益者または転得者に移った財産（物または権利）は「他人の債務のための物的有限責任」の形となり、債権者がこの財産に執行するためには、債務名義

として、取消しの相手方に対する責任判決が必要であるが、この責任判決は取消請求と併合して請求することも可能である。財産自体に対する執行ができない状態にあるときは、相手方はその財産の価額を限度として債務者の総債務につき人的有限責任を負うが、これについては、債権者は取消請求に併合して将来の給付を命ずる判決、または、取消後に現在の給付判決を得ることができる。

このような責任説の主張に共感を覚えつつも、私が責任説へと踏み切れない理由は、責任的取消しあるいは責任的無効という観念が一般になじみがないこと、債務名義として責任判決の取得が必要であるところ、現行の訴訟手続きにおいて責任判決という制度がすんなりと組み込まれうるのか確信が持てないこと（現在の裁判実務がこれを受容するかどうかについての疑問）にあります。翻って、判例の相対的取消し（取消しの相対効）の理論的難点の一つは、「債務者」（人）と「責任財産」とを切り離して、取消しの効果は債務者には及ばないが、債務者と切り離された責任財産には及ぶという無理な（こじつけとも言える）説明をしなければならない点ですが、これは、一つには債務者を取消訴訟の被告としないことから、そのような無理な構成をせざるを得ないのだと思います。今回の債権法改正の検討委員会の審議においては、受益者等とともに債務者を被告とする方向で考えられているようなので、債務者を被告とすることに難点がないということであれば、債務者への財産の回復が無理なく認められることになると考えます。

なお、近時の訴権説については、残念ながら私は十分に勉強できていませんのでお答えすることができません。

（八）おわりに――奥田教授のキリスト教の位置

奥田　いろいろお話ししましたけれども、正直申しまして、ここまでキリスト教の話なんかを話したことは初めてですよ。私は。今までそんな機会はなかったですよ。福音伝道の場所では、キリストのことを話す。学問的なところでは学問のことを話す。全然二つの交わらない平行線みたいなところで私は来たんですけれども、この今日の会で初めてここまで、いろんなことを立ち入って話できたっていうのは本当に、それは吉田さんの企みが成功したのか、失敗したのか知らないけれど（笑）、本当に私そう思います。しかも、若い方々が真剣に聞いてくださったことに、私はとても感動しています。

吉田　ここにいる若い皆さんも、感銘を受けていることと僕

は思います。

奥田　私は本当にそういう意味ではね、ありがたいと思っています。

吉田　ラジオ深夜便のときには、ずっと起きていたのですけれど、朝の四時五時にもかかわらず、夢中になってノートをとりました。そのくらい、あの時も、そして今日のお話も、訴えるところがあると思います。…いろいろ今回の企画の準備の過程で、ご依頼する際に失礼がありましたら申し訳ありません。お許しください。

奥田　いやいや、とんでもありません。しかし、やはりね、物事の見方においてカトリック的な世界観なり、カトリック教会の世界と、ルターに始まるプロテスタントの世界っていうのは非常に断絶があるように思います。ルターは神の義、それは人間を裁く義だったのですね、その義の前に立ちすくんでしまって、徹底的に自己を否定しました。そこから、「神の義は福音のうちに顕れ、信仰より出でて信仰に進ましむ」（ロマ書一・一七、文語訳聖書）とのパウロの言葉によって初めて、神の義は人を裁く義ではなく、キリストの贖罪を通して人を救う義であることに目覚めたと言われています。カトリックの方は善行を積み重ねていけば何かに到達するっていう、そういう人間性というものをかなり肯定した上で、割合に一般の人が近づきやすいようなシステムをとっているんではないかという感じです。カーニバルでもね、そうでしょう、今の間に飲食など楽しむだけ楽しんで、その後に断食の季節が来るとかね、人間集団を巧くコントロールするようにできていると思うんです。

それに対してルターに始まった信仰の道は、神の前における徹底的な自己否定を要求します。自我を立てること、それが罪だという。「我キリストと偕に十字架につけられたり。最早われ生くるにあらず、キリスト我が内に在りて生くるなり。」（ガラテヤ書二・二〇、文語訳聖書）とのパウロの告白の通りに、十字架において己の死を信受し、キリストに自己を明け渡して、ひたすら神・キリストが求めたもうところに従って行く。しかも、それは一人ひとりの生き方の問題として、具体的に何をなすかは皆違っていていいはずです。だから、よく「クリスチャンならこんな場合どうしますか」とか、「このような場合にでも、クリスチャンは、これこれでなければならないのか」といった質問をされますが、しかもそれは極めて難しい、答えにくい問

題を突き付けられることがありますが、それに対して私は、「わかりません。」と答えることが多いのです。世界のあちらこちらで起こっているさまざまの心痛む問題、日本の各地で起こっている同様の問題、それらの一つ一つについて、的確な判断を求められ、しかも、それに対して貴方はどう対処するのか、何か行動を起こすべきではないか、と迫られても、「私は、今自分に賜った役割、使命を黙々と果たすだけです。その責任は主キリストが引き受けてくださいます。」と答えるしかありません。

それから、吉田先生が、一番根底の宗教の世界、道徳の世界、それと政治・経済・法律の世界との繋がり、そして学問、例えば私たちの携わる民法学との繋がりを密接なもの、あるいは有機的なものにしたい、との強い意欲をお持ちのように拝察いたします。私は、樹木の話で申しましたように、樹木というのは根っこが下に向かっていく、幹や枝は上に天に向かっていく、まるで方向が違います。しかし根っこがない樹木というのは必ず枯れますわね。しかも、根っこの世界は見えないですね。だから宗教の世界というのは見えない根っこの世界なんです。根っこが本当に健全なら樹齢千年ということになるかもしれません。この健全な根っこがあってこそ健全な道徳という幹が育ち持続する。政治・経済・法律また然り。その点で、吉田先生のご主張はよくわかります。でも、根っこの世界でこうだから、それをすぐに地上の世界に持ち込んでね、いろいろやりますと偽善者が生まれてくる。キリストの道徳の厳しさなんて、それは桁違いですからね。色情を抱きて女性を見た者は既に姦淫を犯したのだというのも同じなんです、誰もついていけない。「悪人に手向かってはならない。だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい。あなたを訴えて下着を取ろうとする者には、上着をも取らせなさい。…求めるものには与えなさい。あなたから借りようとする者に背を向けてはならない。」（マタイによる福音書五・三〇～四二）もし、これをそのまま法の世界に持ち込んだら、もうガタガタですよ（笑）。ね、そうでしょう。不法行為法も不当利得法も成り立たない。

人間の世界っていうのは、始めは冷たい利己的世界からだんだん温かい利他的世界へと進化していく、それは吉田先生のおっしゃった通りだと思うんです。ただ、私は、人間の本質に対する見方が厳しいのだと思います。神・キリスト抜きで、生まれながらの人間の良心や善意の積み重ねだけでは、ベターな世界は築かれるかも知れないが、根源悪が除去されるには至らないだろう、とそんな風に考えているのです。

吉田　今先生が言われた「根源悪」は、先ほど私が質問した中で申しました「絶対悪」とは、全く違うものですね。念のために。

藤原　先生、すみません、塩野七生という小説家の『神の代理人』という小説、読まれたことありますか？

奥田　いやぁ、ありません。

藤原　ああ、そうですか。あの、デカメロンの最初の方に出てくる話で、敬虔なユダヤ人という話をご存じですか？ある所に善良なユダヤ人がいて、周りに住んでいるキリスト教徒が、ユダヤ教徒のところだけが欠陥なので、何とかキリスト教に改宗させようと思って、お願いしたんですよ。そこまで言ってくれるならということでそのユダヤ人が、バチカンにお参りに出かけるといったんです。そこでそのキリスト教徒が顔面蒼白になって、バチカンに行って法王や周りの枢機卿の姿を見たら、絶対にキリスト教徒にはならないだろうと、これじゃあ魂を悪魔に売るようなもんだと思ったんですけど、帰ってきたらたちまち改宗した。なぜかと聞いたら、法皇様や枢機卿があれだけでたらめをやっていても、キリスト教が滅びないのは、よくよく神様が偉大なんだろうと、いう話が出ているんですけれども、僕はある意味では、そういうカトリックのでたらめさが好きです。人間、先生は今おっしゃいましたけど、とりあえず生きてる人間に、地上に住んでいる人間に、安心感と幸福を与えるのは、まあ宜しいんじゃないですか。

奥田　だからね、ここから先を聞いて欲しいんです。私が言いたいのは、キリストはね、ご自分を犠牲にして万人を救い上げてくれたんですよ。だから、神様に気に入るようにどうするとかもう、一切いらないんです。ただ、人が本当にキリストと同じような生き方をしたいと思えばキリストに帰依していっていいのだけれども、修行を積んだから天国へ受け入れるとか、そんなんじゃないって。功利主義はもう成り立たないという、それだけは知って欲しいんです。誰でも心砕けて神・キリストの前に平れ伏すならば、もう過去・現在・未来の全部が許されているんです。そこまで徹底して欲しいんです。お釈迦様の大慈悲（大慈大悲）、それを成就したのはキリストの十字架の贖罪です。これを命題として信じたって駄目です。先ほど引用したガラテヤ書二章二〇節のパウロの告白の通り、キリストの十

字架に自分も共に架けられ共に死んでいる、「最早われ生くるにあらず」という霊的根源現実を祈りの中で体受しなければ本当の世界は始りません。キリストの救いは絶対です。魂の砕かれた人間を無条件に救いたもう。キリストが十字架に架けられた時、その傍らで同じく十字架に架けられていた片一方の盗賊が、「イエスよ、御国に入り給ふとき、我を憶えたまへ」と言った時、即座に「われ誠に汝に告ぐ、今日なんじは我と偕にパラダイスに在るべし」と言われたでしょう。あれなんですよ。そこを知って欲しいんです。カトリックはどちらかというと善行を積み重ねて聖者の域に列せられる、そういう方式ですけどね。

藤原　カトリックだけならまだいいんですけど、プロテスタントの中には道徳強要する方がいらっしゃって、一部のプロテスタントの中には激しく…

奥田　だからね、私は、プロテスタントは嫌いなんですよ。

藤原　しかも、先生がパリサイ人の話であげましたけれど、そういう人間はイエス・キリストの教えの通り、新しい墓みたいなもので、表面は白く塗っているけれども中はウジ虫が湧いているというのがよくありますよね。

奥田　偽善が一杯はびこっているんですよ。僕はそういうものに耐えられないこともあって、「一匹狼」っていうのかな、我が道を行くっていう行き方をしています。まあ、恩師は小池辰雄先生でしたけどね。その群れの方々が残っておられるので、月一回、その方々をサポートする働きをしていますけども。京都の集まりも平常は一〇人程度の集まりですけどね、クリスマスやイースターには四〇人から五〇人、あちらこちらから集まってこられるけれども、日頃は一〇人多くて一五人の小さな集いで日曜日やっています。

藤原　錦織（成史）先生も御一緒ですか？

奥田　はい、そうです。

藤原　ああ、そうですか。前に錦織先生がこちらに来られて集中講義をやっていただいた時に、札幌の観光案内しようと思ったら、一切そういうのはなしで、内村鑑三先生とその周りだけ回って、それが終わったら本当に帰ろうかなという顔され

たのを覚えています。

奥田　（笑）あの方は私より輪をかけて純粋かもしれませんから。私のほうがよっぽど俗物かもしれない（笑）。ま、そういうことでね、何かね、ピューリタンは窮屈でものすごく狭いと思われている。ほんとうは、そうじゃないんです、徹底的にね、徹底的に許された人間は、あと何をしてもいいという自由があるんですよ。全部許されているんですよね。けども、許されているからって勝手なことはしたくないって、そういうことなんですよ。そこを理解して欲しいんです。ね、「善人なおもて往生す、況や悪人に於いてをや」と親鸞は言いましたね。キリストも、ご自分が十字架に架けられることによって、どんな人間も、全部そこで救い上げたんです。ただ、嫌だって言って拒否している人には自分を押し付けないから、キリストは。魂の世界はごまかしがききませんからね。そういうことだと思うんです。絶対の世界、絶対次元なんです。絶対次元と人間の相対的な善悪とをごっちゃにして欲しくないという、これが私の無因性の理論なんですよ。無因性、独自性なんて言うんですけれど、カトリックはどちらかというと合体させる方だと思っているんですね。

私の場合はいったん断絶した上で、完成に向かうわけで、いつかは実現するだろうと思っています。それは一人ひとりの心から始まっていく。一人ひとりから始まる。集団じゃない。集団主義じゃない。一人ひとりにキリストが宿って一人ひとりがキリストのお宮になればそれが灯をともすわけですね。そういうものがあちらこちらに生まれれば、夜だって輝くはずです。そう思っているんです。心からそういう風に、強制されてじゃない、刑罰が恐ろしいからじゃない、本当に心から神・キリストの世界を願うという、そこでの自発性こそが人間の尊厳だと思います。

私はね、最近、いや昔からそうですけど、非常に愛読している本にサズー・サンダー・シング（Sadhu Sunder Singh）という方の本があるんです。いま手にしているのは徳間書店から出た『聖なる導き　インド永遠の書』（訳者は、林　陽、一九九六年六月三〇日　初版）で、これ今は手に入るのかどうか知りません。このサンダーシングは、一八八九年九月三日、北インド、パティアラ（今のウッタル・プラデシュ）州ランプルの裕福な領主の家の末子として生まれました。家は代々ヒンドゥ教の一派であるシク教を熱心に奉じ、母はサンダーには殊のほか愛情を注ぎ、彼が将来、神に一生を捧げるサードゥー（聖な

る人）となることのみを願い、訓育した。ところが、一四歳のとき、母と兄が急逝し、耐えがたい悲しみと孤独にさいなまされた。神を求めて苦闘した末、祈り続けてもなお神から道が示されなければ、日の出前に鉄道自殺を遂げる決意をした。一九〇四年一二月一八日の朝三時、彼は凍てつく寒さの中で水をかぶり、救いの道を示したまえと一心に神に祈った。四時半、突如、室内が明るい光に照らされた。光はさらに強まり、浮かぶ光輪の中から神々しい人の形が現れた。それは、予想していたインドの神仏ではなく、イエス・キリストだった。その体には、二〇〇〇年前に受けた傷の跡がくっきりと見えた。顔は慈愛に満ち満ちていた。少年は、顕現したキリストの前に崩れ、これまで一度たりとも味わったことのない、真の心の平和と歓喜を見出した（前掲書における訳者の解説から）。この日を境に彼はキリストを伝える生涯へと踏み出すのですが、宗教的転向を理由に家から追放され、そのとき持たされた毒入り弁当で死ぬ寸前にまで至りました。毛布一枚、聖書一冊しか持たず、裸足で行脚し、迫害と苦難に遭うこと度々でしたが、常に臨在するキリストが不思議な方法で彼をお救いになったという。彼は、しばしば、祈りと瞑想の中で、キリストに出会い、キリストと問答を交わしています。それを読むと本当に感動します。僕は、むしろ、そういうものを日本の方々が読んでくだされればね、キリスト教に対するイメージが変わると思うんです。

サンダーシングは先程の著書の中で、キリスト教のことを次のように言っています。

「キリスト教とは、『我は道なり、真理なり、生命なり』といわれたキリスト自身のことである。このようなことは、他のどんな既成宗教にもみられない。他の宗教は儀式や教義に基づいているが、キリスト教は永遠にわれわれと共にいる生けるキリストご自身に基づいている。キリストが弟子たちに自分で書いたものをいっさい残さなかったのは、主が常に彼らとともに、彼らの内にいて、彼らを通して働き続けるからである。『わたしは世の終わりまであなた方とともにいる』と堂々といえた預言者は一人もいない。それは、神のみがなしうることだからである。

われわれは、主が今に至るも彼の民とともにおられること、彼らを通して働き続け、今現在も働かれ、これからも働かれることを知っている。それは、『神がすべてのすべて』となるためである。」（前掲書四一六頁）

私は、このサンダーシングのこの考え方に全く同感です。私のキリスト教というのは世間の今のキリスト教会のキリスト教とはかなり違うと思います。でも、私は、これこそが永遠なるものだと信じております。一人一派でもいいじゃありませんか。何教？何派？何も派はありません。キリスト教ではありません。「教」は人間が作り上げた教義でしょう。私はキリストっていう人格、霊的人格そのもの、それに直結している。太陽が一つで、みんな太陽の光を受けて生きている。万物が生きている。自然界の太陽、それは霊の世界ではキリストが太陽である。仏教の方ではお釈迦さまが太陽でしょう。でも、キリストは私にとっては太陽だと。太陽は一方的に熱と光を与えて、お返しを求めていないでしょう。それが太陽、キリストもね、天の「父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨をふらせてくださるから」、だから「あなた方の天の父が完全であられるように、あなた方も完全な者となりなさい」と言われたでしょう。誰がそんなことができますか、手放しでは。天の父の完全性、それは「愛における完全性」です。「愛」のない私の中に、「愛」そのものでありたもうキリストが内住してくださって初めて、「愛の人」「愛の姿」に変えられていく。私はそう思っています。だから自分の側に誇るべきものは何もありません。僕にとってはもうキリストだけが僕をあらしめているんでね、それを外したら僕には何にもないです。こうしたことを吉田さんに申し上げたつもりなのですが、よくわかっていただけなかったのかな、という思いです。

吉田　いえいえ、全くそんなことはないです、繰り返し申しあげていますけれども。先生、もう六時も過ぎましたので、そろそろ締めくくりたいと思います。本当に、貴重なお話ありがとうございました。先生は、明日、もう土曜日にお帰りになられて、翌日日曜日の先生のご自宅での、キリスト教の集いの講演に備えられます。

（九）奥田民法学・研究者倫理の独自性――とくに功利主義批判の昨今のわが法学界における含意

吉田　先生からいただいた本を拝見しますと、本当にこの先生の話で人生を救われたという方の話とか出ているわけですね。そういう意味で、ちょっと民法学者でこれだけこう人生哲学の面まで広く語ってくださる方っていうのは…私は、知らないですね。

奥田　ここまで熱中している人間はいないでしょうねえ。

吉田　ですから私は期待通りのお話をしてくださって本当に感謝に堪えません。最後にもう一度奥田民法学の比類ない特質を考えてみますと、先生は、研究者人生のかなりのエネルギーをその人生哲学ないし研究者倫理のようなものの究明に捧げられていること、そしてそれが先生の民法学のブレのなさ、透徹した立場（そしてこれは、私には結果的には、宗教を拒否された於保先生の「学問のための民法学」に近いように思われます）を支えていることが挙げられるように思われます。

奥田　そう思ってくだされればありがたいんですけどね。

吉田　先生は、民法研究者如何にあるべきか、という問題に早い段階で深く悩まれて、キリスト教を媒介として、人生哲学ないし倫理を磨かれました。そしてそこには、日本社会で風靡する（理念・理想不在の）世俗的な見栄・競争・野心、あるいは物欲的利益に支えられる行動様式の批判、あるいは、クリストに類比させるような公平無私の規範的判断（権威に阿らない判断）、また功利主義批判というものがあったと思います（それは「無因説」であろうと、先生の人生哲学から民法研究に表出するものではないでしょうか）。

そして考えてみると、――法律家（弁護士）倫理以上に――研究者倫理（研究者の生き方）について、通常ほとんど問題にされなかったように思います（それは、「発見のプロセス」における自由ゆえに、そのモラルないし背景は問題にしなくてもよいということからでしょうか）。しかし、利益誘導的に大学の制度改革が進行し、集団主義的な研究気質の横行、あるいは平易化教育の席巻のもとに、研究者倫理の不在も相俟って、構造的に「学問精神」が危機にさらされている今だからこそ、先生のスタンス（これも広い意味での「方法論」といってもよいと思います）は、燻銀の如く貴重な遺産として立ち現れ、謙虚に耳を傾ける必要があるのではないでしょうか。大学紛争時と同様に、否それ以上に研究者精神も揺がす「激動の時期」である昨今ほど、先生の如く「精神の平安」を得て、淡々と後世に残る（個人主義的）研究スタイルを持続することが問われているときはないと思うからです。

では、年度末の大変お忙しいところでのお話で、誠にありがとうございました。

先生は、実は、最近も、学士院や京都大学でも、最近の動向、

例えば、法科大学院制度とか、外部評価とか、競争資金の問題とか、あるいは民法改正のことについての（批判的）ご意見とか述べられておりまして、それについて自由にお話しいただくことも考えていましたが、今日は時間がなくなりましたので、割愛ということになりました。

しかしその部分がなくとも、われわれは、例えば、最後の方に言われた、「功利主義は、目下学界に、蔓延っているけれども駄目なのです」ということは、先生ならではの、貴重な箴言として受け止めるべきもののように思います。先生はよく、例えば、マタイ伝一九章二一節以下の、「富める者」の話を引き合いに出されますし、また、イザヤ書一一章一節以下の「知恵と識別の霊」「思慮と勇気の霊」「畏れ敬う霊」、そして逆に徳を欠落させた知識の濫用の問題にも触れられます。

本日の奥田先生の講演が、いかなる意味を持っているのか、ということ、どうして、「わが民法学界切っての高潔の士」というか「求道者」のように誠実に学問するものの姿勢を求めてこられた先生をわざわざお呼びした趣旨、その先生が功利主義に麻痺した昨今の状況を控えめに批判なさったことの意味を、各自お汲み取り下さればと思います。もう贅言は、繰り返しません。今日は本当にありがとうございました。もう一度拍手をお願いします。

＊本講演及び討論は、二〇〇九年三月二七日、北大民法理論研究会及び北大法学会、北大高等法政研究センターの共催で行われた。テープ起こしに際しては、和田美江さん（北大大学院法学研究科院生（博士課程））の多大なご協力を得た。年度末にもかかわらず、長時間お話し下さった奥田昌道先生および和田さんに深甚の謝意を表したい（吉田邦彦）。